

事務連絡
令和3年3月9日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会

一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金）について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記につきまして、情報提供をいただきましたので、貴組合員並びに従業員
へのご案内をお願いいたします。

本件は、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急
の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様
が対象となっております。

神奈川県ホームページ

○ 一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金）〈国〉 3月8日追加

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus2020/index.html#1-\(4\)-ク](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus2020/index.html#1-(4)-ク)

※ 詳細は次のホームページをご確認ください。

・一時支援金（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

・一時支援金事務局ホームページ（中小企業庁）

<https://ichijishienkin.go.jp>